

ルートンわんぱくランド利用規則

第1条（規則の適用）

「ルートンわんぱくランド」（以下、「わんぱくランド」といいます。）をご利用いただくお客様には、この利用規則（以下、「規則」といいます。）に従っていただくものとします。

第2条（利用資格等）

わんぱくランドをご利用いただけるお客様は、「ルートイングランティア福岡宮若 - 脇田温泉」（以下、「当ホテル」といいます。）にご宿泊のお客様（以下、「ご宿泊のお客様」といいます。）と、当ホテルに宿泊せず、当ホテルに併設された温浴施設「華の湯」（以下、「華の湯」といいます。）をご利用いただくお客様（以下、「温浴施設ご利用のお客様」といいます。）で、満3歳以上小学生以下のお子様（以下、「お子様」といいます。）及び同伴する保護者の方に限るものとします。

- 温浴施設ご利用のお客様には、ご利用に際し、わんぱくランド利用料（以下、「利用料」といいます。）をお支払いいただきます。
なお、ご宿泊のお客様からは利用料はいただきません。
- わんぱくランドのご利用については、保護者の同伴なしで、お子様だけのご利用はできません。
なお、保護者の方お一人が同伴可能なお子様は、原則3名までとさせていただきます。

第3条（わんぱくランドの利用及び利用券）

利用料は、温浴施設の受付フロント前に設置された自動券売機で、温浴施設の入館券とは別に、ご利用になるお子様及び保護者の各人数分のわんぱくランドをご利用いただくための所定の利用券（以下、「利用券」といいます。）をご購入いただき、ご利用になるお客様お一人様1枚の利用券をフロントにご提出いただくことでお支払いいただけます。

なお、利用券の価格は、お子様は1名につき土曜日、日曜日及び国民の休日は金500円、それ以外の日は金300円、保護者の方は曜日を問わず1名につき金300円とします。

- ご購入いただいた利用券によりご利用可能な時間は1時間までとします。
- 前項の利用可能時間を超過した場合には、超過料金をお支払いいただけます。
超過料金は30分単位でお支払いいただくものとし、お子様は30分につき土曜日、日曜日及び国民の休日は金250円、それ以外の日は金150円とし、保護者の方は曜日を問わず30分につき金250円とします。
なお、30分未満の超過時間については、30分として計算させていただきますものとなります。
- 当日、一旦わんぱくランドの外に出られたお客様が再度わんぱくランドにお入りになる場合には、新たに利用券をご購入いただけます。

第4条（ネックストラップの着用）

利用券のご提出をいただいたお客様には、利用券と引換えに、利用料金をお支払いいただいたことを証するネックストラップ（以下、「ネックストラップ」といいます。）をお渡します。

ネックストラップには、お客様がわんぱくランドをご利用いただくことが可能な時限を示すため、ご入場された時刻を記入させていただきます。

- ネックストラップは、わんぱくランドのご利用中、保護者の方が首にかけて携帯し、ご利用終了後に、フロントに返却していただけます。
- ご購入いただいた利用券については、当ホテルの責に帰すべき事由によりご利用ができなくなった場合のほか、払戻しには応じられません。

第5条（営業時間）

わんぱくランドの営業時間は、原則として10時から21時までとさせていただきます。

但し、温浴施設の維持管理の必要上、営業時間が変更される場合がありますのでご承知ください。

第6条（利用最終受付時刻）

前条の営業時間にかかわらず、ご利用いただく場合の最終受付時刻は、原則として営業終了時刻の1時間前とさせていただきます。

但し、わんぱくランドでの営業の都合により最終受付時刻を変更する場合があります。

第7条（わんぱくランドのご利用ができない方）

次の各号の一にでも該当する方のわんぱくランドへのご入場はお断りいたします。

- 入れ墨（タトゥーシール等によるものを含み、また、その大小及び身体のいずれの部分に施されているかを問いません。）、ボディペイントを施された方
- 泥酔、酩酊されている方
- 他のお客様に迷惑行為をするおそれがある方
- 著しく悪臭を放ち、もしくは著しく汚れている方
- 暴力団員その他反社会的勢力に所属している方
- 人を殺傷する恐れのある銃砲・刀剣類を所持されている方
- 人体に有害な化学物質を所持されている方
- 人に感染するおそれのある伝染性疾患、皮膚病に罹患していると認められる方
- 心身に不調があると認められる方

第8条（禁止行為）

わんぱくランド内で次の各号に該当する行為をすることはお断りいたします。

- 公序良俗に反する行為
- 他のお客様の迷惑となる行為
- 違法行為並びに犯罪行為
- 喧騒行為
- 風紀を乱す行為
- 飲食物（温浴施設内で提供している飲食物を含みます。）の持ち込み
- 営業行為、政治的な宣伝行為
- 当ホテルの従業員に対する攻撃、粗暴な行為、つきまとい、過度な要求及び金品等の提供
- その他当ホテルが禁止した行為

第9条（利用拒絶）

わんぱくランドに入場された方が次の各号の一にでも該当した場合、退場していただくことがあります。

- 第7条各号の一に該当する方であることが判明した場合
- 前条各号に該当する行為を行った場合
- 当ホテルの従業員による指示に従わない場合
- 入場後の言動などから、わんぱくランドを利用されることが好ましくないと認められる場合

第10条（貴重品の取扱い）

貴重品は、その種類及び価格を申告したうえで、フロントにお預けになるか、貴重品ロッカーをご利用ください。

なお、以下の品物は、フロントではお預かり致しかねます。

お客様ご自身で保管してください。

- クレジットカードその他の支払手段となるカード及び5万円を超える価格を有する物品、金銭
- 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話その他のIT機器）
- 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）

第11条（わんぱくランド内に持ち込まれた手荷物）

お客様がわんぱくランド内に持ち込まれた手荷物は、お客様ご自身の責任で保管してください。

第12条（寄託物の取扱い）

お客様がフロントにお預けになった物品、貴重品又は現金（以下、「物品等」といいます。）について、滅失、毀損等の損害が発生したときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

但し、お客様からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについての損害賠償額は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を上限とします。

付 則

この約款は、令和2年4月1日から適用します。

2. お客様がわんぱくランド内にお持込みになった物品、貴重品又は現金であって、フロントにお預けにならなかったもの（貴重品ロッカー及び下駄箱への取容の場合を含みます。）について、当ホテルの責に帰すべき事由により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、5万円を上限としてその損害を賠償します。
3. 前二項に規定する当ホテルの責任制限規定は、債務不履行責任及び不法行為責任を問わず適用されるものとします。

第13条（忘れ物の取扱い）

お客様がわんぱくランド退場後に、お客様の手荷物又は携帯品がわんぱくランド内に置き忘れられていた場合、当ホテルは、原則として発見日を含めて7日間保管するものとし、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署に届けるものとします。

但し、高価品及び貴重品については、発見後直ちに最寄りの警察署に届けるものとします。

また、廃棄物に類するものについては、翌日12時までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。

なお、お忘れ物の性質上、直ちに処分するのが適当な物品については、直ちに処分する場合があります。

2. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物及び携帯品については、適切な保管及びお客様への返還を早期に行うため、その内容物を任意に点検し、必要に応じ、前項に規定する処置をとることができるものとします。
3. 第1項に基づき当ホテルが保管することとなったお客様の手荷物又は携帯品について、滅失、毀損等の損害が発生したときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
但し、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、損害賠償額は1万円を上限とし、前条3項の規定を準用するものとします。

第14条（ホテルの責任）

当ホテルでは、この規則に基づく当ホテルの責任制限条項の規定内容にかかわらず、わんぱくランドの利用契約及びこれに関連する契約の不履行又は不法行為によりお客様に損害を与えた場合において、当ホテルが付保する施設賠償責任保険が適用されるときは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、当該保険により填補される保険金の支払額を上限としてその損害を賠償します。

第15条（お客様の責任）

お客様によるこの規則に違反する行為又はお客様の責に帰すべき事由により、わんぱくランドの施設に損害が発生した場合には、お客様にその損害を賠償していただきます。

2. わんぱくランド内において、お客様の責に帰すべき事由により、他のお客様に損害を被らせた場合であって、当ホテルが被害者となったお客様にその損害賠償金額相当額を支払った場合には、当ホテルは、損害賠償義務者となるお客様に対し、当ホテルが支払った金額相当額の求償ができるものとします。

第16条（裁判管轄及び準拠法等）

お客様のわんぱくランドの利用に関連して発生した全ての紛争に関する裁判管轄は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. お客様と当ホテルとのわんぱくランドの利用に関する契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
3. この規則が複数の言語で作成されている場合に、各言語による規則での記載に相違、矛盾その他の齟齬があるときは、日本語表記の規則の記載内容が優先するものとします。

第17条（規則の改定）

この規則は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この規則が改定された場合、当ホテルは、改定後の規則の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは華の湯内に掲出するものとします。